

新十津川町の財政指標

市町村の財政状況を比較するためにさまざまな指標があります。全国・全道や空知管内の市町村平均と比較しながら、本町の財政指標をお知らせします。

財政力指数

普通交付税を算定する際に、それぞれの地方公共団体の支出の合計額と収入の合計額を求め（ただし、国の補助金などは除いて計算します）、収入の足りない額が普通交付税額として交付されます。

収入の合計額を支出の合計額で割ったものが、この指標です。収入の合計額が大きくなればなるほど数値が大きくなり、支出の合計額と同額となったとき「1」となります。1以上の場合は普通交付税が交付されないこととなります。数値が大きいほど市町村民税など団体独自の収入が多額ですので、財政基盤が強いといえます。

(単位：%)

本町及び各平均	R03	R04	R05	前年比較
新十津川町	0.19	0.19	0.19	0.00
空知管内市町村平均	0.22	0.22	集計中	—
全道市町村平均	0.28	0.27	集計中	—
全国市町村平均	0.50	0.49	集計中	—

※平均値はすべて単純平均です。

経常収支比率

普通交付税のように自由に使える毎年決まって入ってくる収入に対し、人件費や公債費（借金返済金のことです）などに代表される毎年決まって支払う必要がある支出がどのくらいあるかを表す指標です。

この指標は、低ければ低いほど自由に使える収入があり、いろいろな行政サービスを提供できます。そのため財政が健全かを判断する指標といえます。

(単位：%)

本町及び各平均	R03	R04	R05	前年比較
新十津川町	75.9	78.8	80.7	1.9
空知管内市町村平均	85.5	88.9	集計中	—
全道市町村平均	82.9	85.7	集計中	—
全国市町村平均	88.9	92.2	集計中	—

※全国市町村平均のみ加重平均、その他は単純平均です。

健全化判断比率・資金不足比率

自治体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況が悪化した団体に対しては早期に健全化を促すために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、自治体の財政の健全性を示す指標である「健全化判断比率」や、公営企業の経営状況を示す指標である「資金不足比率」の算定と公表が義務付けられています。

健全化判断比率は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標からなります。これらの指標のうち1つでも基準値を上回ると、早期健全化や財政再生のための計画策定が義務付けられ、計画に基づいて必要な行財政措置を講じていく必要が出てきます。

新十津川町の健全化判断比率と資金不足比率は、いずれも基準値を下回っており、健全な財政状況を維持しているといえます。

◇健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
新十津川町	—	—	6.3	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

【備考】

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、会計に赤字又は資金不足がないので、「—」で表しています。
- 2 将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が大きいため、「—」で表しています。

◇資金不足比率

(単位：%)

	下水道事業会計
新十津川町	—
経営健全化基準	20.0

【備考】資金不足額がないので「—」で表しています。

■実質公債費比率の比較

(単位：%)

本町及び各平均	R03	R04	R05	前年比較
新十津川町	2.4	4.7	6.3	1.6
空知管内市町平均	9.7	10.8	集計中	—
全道市町村平均	11.9	9.1	集計中	—
全国市町村平均	5.5	5.5	集計中	—

※全国市町村平均のみ加重平均、その他は単純平均です。

■将来負担比率の比較

(単位：%)

本町及び各平均	R03	R04	R05	前年比較
新十津川町	—	—	—	—
空知管内市町平均	48.0	43.1	集計中	—
全道市町村平均	47.8	43.7	集計中	—
全国市町村平均	15.4	8.8	集計中	—

※全国市町村平均のみ加重平均、その他は単純平均です。